

別紙 1

(1) 温浴施設 ※中学生及び大人の入浴料には、入湯税を含みます。

区 分		金 額
大浴場 (サウナ及び 露天風呂を含 む。)	市内在住の 60 歳以上の者	460 円
	中学生	350 円
	小学生以下(家族同伴の乳幼 児は無料。以下同じ。)	300 円
	大人(市内在住の 60 歳以上の 者, 中学生及び小学生以下を 除くものをいう。以下同じ。)	510 円
砂風呂 (浴衣及び大 浴場の使用 料を含む。)	市内在住の 60 歳以上の者	1,300 円
	中学生	1,080 円
	小学生以下	1,030 円
	大人	1,350 円
個室風呂	1 室 1 回当たり(1 回当たりの使 用時間は, 90 分以内とする。)	1,030 円

区 分		金 額
		11 回券
大浴場 (サウナ及び露天風 呂を含む。)	市内在住の 60 歳以上の者	4,600 円
	中学生	3,500 円
	小学生以下(家族同伴の乳幼児は無 料。以下同じ。)	3,000 円
	大人(市内在住の 60 歳以上の者, 中 学生及び小学生以下を除くものをい う。以下同じ。)	5,100 円
砂風呂 (浴衣及び大浴場の 使用料を含む。)	市内在住の 60 歳以上の者	13,000 円
	中学生	10,800 円
	小学生以下	10,300 円
	大人	13,500 円

(2) 交流施設

区分	金額(1 室 1 時間当たり)
和室	620 円

(3) 農産加工体験施設

区分	金額(1室1時間当たり)
加工体験室 1	430 円
加工体験室 2	430 円
めん加工室	430 円

(4) 温泉スタンド

区分	金額(1リットル当たり)
温泉スタンド	46 銭

(5) 土地及び建物

区 分		金 額
土地又は建物	施設を使用して営業又は販売行為を行う場合	売上金額の 50 パーセント以内で市長が別に定める額
	上欄に掲げる行為以外の行為を行う場合	宇都宮市行政財産使用料条例(昭和 39 年条例第 11 号)第 3 条の規定に基づき算出した額を基準とし、市長が別に定める額

(6) 設備及び備品

区分	金 額	
設備又は備品	設備又は備品の種類に応じて市長が別に定める利用の単位	1,030 円の範囲内で市長が別に定める額

備考

- 1 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。ただし、温泉スタンドの使用料については、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 やむを得ない理由により許可を受けた使用時間を超えて使用するときの金額は、1 時間(1 時間未満は 1 時間とする。)につき、当該施設に係る金額の 1 時間相当額とする。
- 3 温泉スタンドについては、社会福祉の増進を図ることを目的として使用する場合に限る。